

管理番号 No. _____

重要事項説明書

(共生型生活介護)

利用者： _____ 様

事業者： いきいき元気クラブ

いきいき元気クラブ共生型生活介護の重要事項説明書

あなたに対する生活介護の提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づいて、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）概要

事業者（法人）名称	医療法人社団 中山会
所在地	富山県富山市上大久保 1 3 0 8 - 2
代表者（職名・氏名）	理事長 中山 哲規
設立年月日	平成 1 3 年 7 月 1 6 日
電話番号	0 7 6 - 4 6 7 - 0 0 3 1

2. 事業所概要

ご利用事業所の名称	いきいき元気クラブ	
サービスの種類	生活介護	
事業所の所在地	富山県富山市上大久保 1 5 8 5 - 1	
電話番号	電話 0 7 6 - 4 6 1 - 5 5 1 2	
指定年月日・事業所番号	平成 2 6 年 7 月 1 日	1 6 4 0 1 0 0 6 0 6
管理者の氏名	森本 裕美	
通常の事業の実施地域	蜷川地区、月岡地区、熊野地区、大沢野地区、大山地区、八尾地区、婦中地区、新保地区、細入地区	

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援するため、事業所通所により入浴、給食、介護サービスや訓練、創作活動、生産活動を行い、心のリフレッシュを図るとともに自らの精神的パワーを向上できるための支援を行います。

運営の方針

関係法令を遵守し、社会資源との連携を図った適正かつきめの細かな生活介護サービスの提供を行います。

4. 本事業所の職員体制

職種	職務内容	員 数	
		本体	サテライ ト
管理者	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。	1人以上	
生活相談員	利用者及び家族等からの相談に応じ、従業員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。	1人以上	
看護職員	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。	1人以上	
介護職員	利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。	6人以上	1人以上
機能訓練指導員	機能の減衰を防止するための訓練を行う。	1人以上	1人以上

5. 営業時間

営業日・営業時間	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日を除く） 午前8時半から午後5時まで
----------	--

6. サービス内容

（1）介護給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。 （日常生活訓練・社会適応訓練等）
介 護	利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
入浴サービス	希望により入浴サービスを提供します。 (機械浴・一般浴による入浴サービスです)
送迎サービス	希望により車椅子対応車両によるドア to ドアの送迎を行います。

介護給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12 : 00 ※低所得者の軽減措置適用の場合 (例) 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	500 円 ドリンク代 150 円
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実 費

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません

ません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

共生型生活介護サービス費（Ⅰ） 1日あたり	697単位
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ	毎月算定単位の8.0%

（２） 介護給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（２）介護給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（３） サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の１日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の１日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

キャンセル料（食費の実費相当分） 1日あたり	500円
------------------------	------

（４） 利用料金のお支払方法

前記（１）（２）（３）の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月の２２日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 金融機関口座からの口座振替

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- （１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。
- （２）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時等の対応方法

共生型生活介護の提供にあたり事故、体調等の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、ご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援専門員等に連絡します。

ご利用者様（家族）緊急連絡先

氏名 _____ 続柄（ _____ ） 電話 _____

主治医 _____ 電話 _____

※事故発生時の対応

ご利用者様に対する指定通所介護のサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

10. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得たご利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

11. 虐待防止

本事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- （２）居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （３）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 苦情相談窓口

- （１）当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。

事業所相談窓口	苦情解決責任者 竹原 理史
	苦情受付担当者 森本 裕美
	電話番号 076-461-5512

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	富山市障害福祉課	076-443-2207
	富山県国民健康保険団体連合会	076-431-9827
	富山県福祉サービス運営適正化委員会	電話076-432-3280 FAX 076-432-6532

令和 年 月 日

事業者は、ご利用者様へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 住 所 富山県富山市上大久保 1308-2

事業者（法人）名 医療法人社団 中山会

説明者名 いきいき元気クラブ

氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

契 約 者（又は法定代理人）

住 所

氏 名 印

本人との続柄